

領事出張サービスの実施について 《 クリーブランド地域 》

～ 2009年10月20日／於、レストラン修平 ～

2009年10月20日(火)、オハイオ州クリーブランド市近郊にて次の業務を行いますので、ご利用ください。

実施項目

- 新旅券の交付(前もって申請手続きをされた方の新しい旅券を、当日会場に持参し、申請者ご本人へお渡しします。)
- 在外選挙登録申請の受付
- 在留証明及び署名証明の申請受付
- 在留届の受付
- 各種相談(戸籍・国籍関係など)

会場・日時

Shuhei Restaurant (レストラン修平)

23360 Chagrin Blvd, Beachwood, OH 44122 Phone: 216-464-1720

10月20日(火) 午後1時から午後3時

◇ 旅券: 10月20日の出張サービスにて新旅券を受け取るための手順

(1) 旅券申請書を請求

\$1.22の切手を貼り、返信先住所を記載済みの返信用封筒(A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を、申請書の必要枚数、連絡先等を書いたメモ(記載例 ↓)

旅券申請書類を次のとおり送付希望します。

10年用 1枚

5年用 2枚

電話番号: 419-xxx-xxxx

氏名(今回申請される方全員の日本旅券にある氏名を記載してください。)

Yamada(Smith), Taro

Yamada(Smith), Lisa

Yamada(Smith), Hanako Amy

とともに、在デトロイト総領事館に郵送してください。旅券係より申請書と説明書を送付します。

資料請求先住所: Consulate General of Japan

400 Renaissance Center, Suite 1600

Detroit, MI 48243

Attn.: Passport Section

(2)申請

返信用封筒にてお手元に届いた書類を参考に、必要書類一式を当館へ提出してください。

2009年10月20日にレストラン修平にて新しい旅券を受け取るための旅券申請締切日:

2009年9月29日(火)当館必着

(3)出張サービス先での新旅券の受け取り

2009年10月20日 午後1時から午後3時の間に、旅券名義人ご自身が会場へお越しください。その際にご持参いただくものは、次のとおりです。

- a. お手元にある最新の日本国旅券(原本)。今回は初めての日本国旅券の申請となる場合は、米国旅券か米国の出生証明書をご持参ください。
- b. 米国永住権カード(Green Card)の原本。
- c. 手数料: Money Order か Company Check でご準備ください。尚、現金、個人名義のCheck、クレジットカードは受け付けておりませんので、ご了承ください。
Money Order や Company Check の支払い先(Payable to:)欄には、**Consulate General of Japan** と記入し、Memo 欄か Purchaser 欄に旅券名義人の氏名を漢字で記入しておいてください。
10年用:\$155.00 5年用:\$107.00 (申請時に12歳未満の場合は \$58.00)
ご家族数人で申請されている場合、手数料は一枚にまとめることなく、Money Order (Company Check)は一人一枚ずつご準備願います。
- d. 当日は、新生児も含め、旅券名義人ご本人様がお越しください。代理人受取りはできません。

◇ 在外選挙登録申請の受付

1. 申請書

当日、会場に準備します。

申請書は、<http://www.soumu.go.jp/senkyo/zaigai6.html>(総務省ウェブサイト:在外投票関係書類様式)からでも入手可能ですので、あらかじめ記入の上、当日お持ちいただいても結構です。

2. 必要書類等

(1)本人確認のための書類

原則として日本国旅券(有効なもの)

(2)現住所に3か月以上居住していることが確認できる書類

例: 3か月以上前に契約していることが読み取れる住居賃貸契約書

最近3か月以上分の公共料金請求書(住所が記載されたもの)

なお、在留届を3か月以上前に提出済みの場合、(2)の書類は不要です。

※海外居住期間が3か月未満でも、今回の出張サービスを利用して登録申請することは可能です。

その場合、在留期間3か月経過後に登録手続きを始めます。

(3)本籍地と日本国内で最後に住民登録をしていた住所を正確に記載できるようご準備ください。

(4)代理人申請をご希望の方は、あらかじめ総領事館にお問い合わせください。

◇ 在留証明、署名証明を取得するための手順

(1) 参加申し込み

次の情報を当館の出張サービス担当まで E-mail か電話にてご連絡ください。

- a) 申請者氏名
- b) 何の証明書を何通申請する予定か。(当日、申請枚数に変更があっても差し支えありません。)

例: 在留証明 形式1を3通 および 署名証明 形式2(単独形式)を3通
- c) 使用目的
- d) 連絡先(電話番号と E-mail Address)
- e) 在留届提出の有無

申し込み先(出張サービス担当)

E-mail: senkyo@cgjdetroit.org

Phone: 313-567-0120 Ext. 215

(2) 申請

当日、午後1時から午後3時の間に会場へお越しの上、申請してください。当日ご持参いただくものは、下にある証明ごとの説明をご参照願います。

(3) 証明書の交付

申請いただいた証明書は、後日デトロイトの事務所にて作成し、申請から1週間程度で当館から発送いたします。その際に使用する返信用封筒(申請人提供)は、郵便局、FedEx、DHL、UPS などこの団体・組織のものでもかまいませんが、トラッキングナンバー付きのものをお勧めします。郵便局をご利用の場合は、返信用封筒に切手を貼っておいてください。

遅配・不達等、在デトロイト日本国総領事館の外で問題が生じた場合、当館では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

(ア) 在留証明

- 現在お持ちの有効な日本国旅券(原本)を提示していただくとともに、その顔写真のページ及びこれまでに取得したすべての米国ビザのページのコピーを提出してください。
- 永住者の方は、永住権カード(Green Card)の原本を提示していただくとともに、その表裏のコピーを提出してください。
- 現住所を立証する文書(家屋の契約書や住み始めた頃の公共料金請求書など、入居年月を特定できる資料1点)のコピーを提出してください。
- 返信用封筒(あて先記載済みで、送付代金負担済みのもの)
- 手数料: 1通につき\$12.00
- 証明書手数料は、旅券手数料と異なり、現金での支払いも可能ですが、お釣りのないようにご準備ください。マネーオーダーや会社名義の小切手(カンパニーチェック)も可。個人名義の小切手とクレジットカードは受け付けておりませんのでご了承ください。

手数料 注) 旅券と証明書の両方をご希望の方は、小切手を別々に作成して会場にお持ちください。
あるいは、証明書の手数料にかぎっては、現金(お釣りのないよう)でお支払いいただいても結構です。 小切手あて先: **Consulate General of Japan**

在留証明には、次の2種類の書式があります。

形式1：日本の住民票に代わる書類としての基本的書式。

申請人個人の米国での現住所を証明します。

形式2：次のA. かB. に該当する場合、形式2の在留証明を申請してください。

A. 現住所に加え、米国内での過去に住んでいた住所とその時期も記載されていることが必要な場合。→ **追加書類**：在留証明に記載する昔住んでいた住所ひとつひとつに対し、入居時期が特定できる資料(家の契約書や運転免許証、公共料金の請求書など)のコピー。

B. 同居家族の氏名が記載されている証明が必要な場合。→ **追加書類**：証明書に記載する必要のある同居者全員の日本国旅券、および **U.S. Visa** (または **Green Card**)の原本とそれらのコピー。

(イ) 署名証明

- 貼付形式と単独形式の2種類があります。
詳しくは <http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/jp/info/page1-8.htm> (当館ウェブサイト:署名証明)をご覧ください。
- どちらの形式が何枚必要なのかについて、あらかじめ日本側にご確認ください。
- 現在お持ちの有効な日本国旅券(原本)を提示いただくとともに、その顔写真のページ及び米国滞在に使用しているビザのページのコピーを提出してください。
- 米国永住権カードをお持ちの方は、永住権カード(原本)を提示していただくとともに、その表裏のコピーを提出してください。
- 貼付形式の場合、日本から送られてきた署名すべき書類を署名していない状態でご持参ください。領事館職員の立会いの下でご署名及びぼ印を押していただきます。
- 現住所を立証する文書(米国運転免許証、家屋の契約書、公共料金請求書などいずれか1点)のコピーを提出してください。
- 返信用封筒(あて先記載済みで、送付代金負担済みのもの)
- 手数料: 1通につき\$17.00
- 証明書手数料は、旅券手数料と異なり、現金での支払いも可能ですが、お釣りのないようにご準備ください。マネーオーダーや会社名義の小切手(カンパニーチェック)も可。個人名義の小切手とクレジットカードは受け付けておりませんのでご了承ください。

手数料 注) 旅券と証明書の両方をご希望の方は、小切手を別々に作成して会場にお持ちください。
あるいは、証明書の手数料にかぎっては、現金(お釣りのないよう)でお支払いいただいても結構です。 小切手あて先: **Consulate General of Japan**

在留証明と署名証明の両方を申請する場合、ご提出いただく各種資料のコピーや返信用封筒は、1セットご準備いただければ結構です。

領事出張サービスに関するご質問、ご相談等は、在デトロイト日本国総領事館へお問い合わせください。

電話番号: 313-567-0120 出張サービス担当 Ext. 215

以上